

[育児・介護] 休業取扱通知書

様

令和 年 月 日

社会福祉法人昭和村社会福祉協議会
会 長

あなたから令和 年 月 日に[育児・介護]休業の[申出・期間変更の申出・申出の撤回]がありました。育児・介護休業等に関する規則（第3条、第4条、第5条、第7条、第8条、及び第9条）に基づき、その取扱いを下記のとおり通知します。（ただし、期間の変更の申出があった場合には下記の事項の若干の変更があり得ます。）

記

1 休業の期間等	(1) 適正な申出がされていたので申出どおり令和 年 月 日から令和 年 月 日まで休業して下さい。職場復帰予定日は、令和 年 月 日です。 (2) 申し出た期日が遅かったので休業を開始する予定日を令和 年 月 日にして下さい。 (3) あなたは以下の理由により休業の対象者でないので休業することはできません。 (4) あなたが令和 年 月 日にした休業申出書は撤回されました。 (5) (介護休業の場合のみ) 申出に係る対象家族について介護休業又は介護短時間勤務ができる日数はのべ93日です。今回の措置により、介護休業又は介護短時間勤務ができる日数は残り()日になります。
2 休業期間中の取扱い等	(1) 休業期間中については給与は支払いません。 (2) 所属は原則 係のままとします。 (3) ・(育児休業の場合のみ) あなたの社会保険料は免除されます。 ・(介護休業の場合のみ) あなたの社会保険料本人負担分は、 月現在で1月約 円ですが、休業を開始することにより、 月からは給与から天引きができなくなりますので、月ごとに会社から支払い請求書を送付します。指定された日までに下記へ振込か、総務地域係に持参してください。 振込先： (4) 税については市町村より直接納税通知書が属しますので、それに従って支払ってください。
3 休業後の労働条件	(1) 休業後のあなたの基本給は、 級 号 円です。 (2) 令和 年 月の賞与については算定対象期間に 日の出勤日がありますので、出勤日数により日割りで計算した額を支給します。 (3) 退職金の算定に当たっては、休業期間を勤務したものとみなして勤続年数を計算します。 (4) 復職後は原則として 係で休業する前と同じ職務についていただく予定ですが、休業終了1カ月前までに正式に決定し通知します。 (5) あなたの 年度の有給休暇はあと 日ありますので、これから休業期間を除き令和 年 月 日までの間に消化してください。次年度の有給休暇は、今後 日以上欠勤がなければ、繰り越し分を除いて 日の有給休暇を請求できます。
4 その他	(1) お子さんを養育しなくなる、家族を介護しなくなる等あなたの休業に重大な変更をもたらす事由が発生したときは、なるべくその日に総務地域係宛に電話連絡をしてください。この場合の休業終了後の出勤日については、事由発生後2週間以内の日を本会と話し合って決定していただきます。